慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ゲルハルト・シムソン著『スウェーデン刑法典一九七六年』
Sub Title	Gelhard Simson, das schwedische kriminal-gesetzbuch
Author	宮沢, 浩一(Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.6 (1976. 6) ,p.118- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760615-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

ゲルハルト・シムソン著『スウェーデン刑法典一九七六年』

Gerhard Simson
Das schwedische Kriminalgesetzbuch
Walter de Gruyter, 1976

一　シムソン氏は、長い間、スウェーデン司法省において、参事官として、ドイツ法部門に関する調査・研究担当部長の職にあり、ドイツの立法、学説・判例の動向を紹介し、同時に、スウェーデンの法制度をドイツ語などで諸外国に紹介する仕事により、近時の刑事立法、刑事政策に多大の貢献をしてきた碩学である。その多大の功績に対して、西ドイツのフランクフルト大学が、一九七二年に名誉法学博士を贈つたことは、極めて意義の深いことであつた。評者は、ハイデルベルヒ留学時代の恩師エベルハルト・シュミット教授の紹介でシムソン氏と知り合うことが出来た。一九六二年以来の交流であるから、かれこれ一五年になる。この間、児童福祉法、刑法典、行刑法など、さまざまな法律の改正をわが国に紹介するに当つて、同氏から多大の協力を賜つた。新らしい法案が議会に提出されたり、新法が公布されたりするごとに、空輸されてくるこれらの資料は、どれほどわれわれの研究に役立つたかはかり知れないものがある。ごくわずかではあるが、スウェーデンの刑事法制について最新の情報がわが国の同学の士の間に共有財産としてゆきわたつているとすれば、その多くは、シムソン氏の好意の賜物といつてよいであろう。

シムソン氏の協力により、これまでに公刊されたものを列挙すると、次のようになる。

一九六五年、スウェーデン刑法典、昭和四三年、スウェーデン少年法制、少年法改正資料一九号、昭和四八年、スウェーデンにおける被害者補償制度、法学研究四七巻八号、昭和四九年、五七頁以下、一九七四年スウェーデン行刑法、監獄法改正資料二〇号、昭和五一年。これらの刊行に際して、いずれも、京都家庭裁判所の坂田仁調査官の学識に負うところが大きい。なお、シムソン氏の業績については、前出のスウェーデン刑法典に付録として訳出した論文のほか、ゲールッ氏との共著の紹介（判例タイムズ・二四〇号、昭和四四年、六八頁以下）とスウェーデンの刑罰観と犯罪者処遇（法律時報、四六巻六月号、昭和四九年、二一〇頁以下）がある。

二　シムソン氏の新著は、一九六五年に施行された新刑法典の独訳であるが、その後、数次にわたつて部分改正がなされた同法典の一九七五年一月一日現在の正文を訳出し、しかも、詳細を極めた序

文(八九頁におよぶ)が付されている。私は、一九七三年夏に、同氏をストックホルムの事務室に訪ねた折、本書の原稿を拝見し、そのコピーを希望した。帰国後、同氏から送られてきたコピーにつけられた手紙には、不完全原稿であるから、これを公けにしないで欲しい旨の文字があつた。大へん、真面目な人柄がにじみ出た文面であつた。今、コピーと本書とを比較してみると、一九七四年六月一四日の「堕胎法」による部分改正をはじめとするその後の多くの改正点、さらには、その後、さらに加筆された多くの訳注など、極めて良心的な仕事であることをしのばせる努力の跡を学びとることができる。およそ、比較法を志ざす者にとつて、此の精進ぶりを見ることは、無言の教えを受けるに等しい。比較法と称して、単に条文を比較することは、殆んど意味がない。社会生活、生活感情、文化、経済など、法制度の背景をなす種々の文化的背景を無視する比較法は、極めてプリミティブな作業にすぎない。一寸ばかり、外国に行つて、不確かな情報を持ち帰り、間違つたことを伝えるくらいなら、なまじ外国のことなど、触れてもらわない方がよい。例えば、スウェーデンでは、社会福祉が充実していて、生活に困らないから、嬰児殺は皆無であるといつたまことしやかな議論など、この典型といつてよいであろう。此の国の嬰児殺の規定は、スカンジナヴィアに多く見られるように、分娩に際しての精神的・肉体的苦痛で錯乱状態にある女性が、分娩に近接した時間内に嬰児を殺した場合に、その個人的事情を考慮し、刑を軽減するという趣旨の規定であつて、社会福祉制度とは全く関係がない。このことは、スウェーデン刑法典の邦訳を見、これとフランス、イタリア、スペインなどロマンス法系の同種の規定とを対比すれば、容易に分ることである。第一、データーの点でも、大きな誤まりを犯している。念のために、シムソン氏に問い合わせたところ、左のような数値が分つた(一九七六年四月二〇日付私信)。

中央統計局の嬰児殺に関する資料によると、左の通りである。

1964年	16件
1965年	4
1966年	9
1967年	12
1968年	4
1969年	3
1970年	7
1971年	5
1972年	-
1973年	1
1974年	4

この数値は、日本の人口からみれば、小さいが、スウェーデンの人口七〇〇万人を考えると、決してネグジリブルな数ではないし、事実、シムソン氏も、「正直いうと、実務上、堕胎が自由であつたのに、一九六四年から一九七四年の間の数値がかくも比較的高いことに、私自身、驚いた次第です」と書いている。外国の情報を扱う場合、いくら慎重であつても、慎重すぎることはないのである。喋れず、聞きとることの出来ない者が、間違つた情報を持ち帰るくらい、迷惑極まることはない。

三　本書は、スウェーデン刑法典の現在の姿を伝え、かつ詳しい注を付したことによつて部分改正の状況が伝えられると同時に、スウェーデンの法律用語の解説も読めるという点で、極めてこん切な仕事である。スウェーデンが独特な社会福祉国家であり、法分野にお

いて多くの注目すべき業績をあげていることは、つとに知られていた。又、刑事法の分野においても、先進諸国をリードする多くの立法政策的・刑事政策的提案を具体化していることでも有名である。しかし、何といつても言語の障壁は大きかつた。従つて、本書において、単なる法規の翻訳だけではなくて、他の法分野とのかかわり合いに及ぶ詳細な訳注が付されたことは、誠に有意義である。

われわれは、比較刑事法を心がける際にこれまで、フライブルク大学の比較法研究所（現在は、マックス・プランク研究所）の公刊する各国の刑事法典の独訳シリーズから、多くのことを学んできたけれども、率直にいつて、その多くの資料が、単に条文の翻訳に終わつていることに不満を持つていた。条文が成立するには、幾多の準備があり、その背景には、それぞれの国の法の伝統、社会条件、国民の法意識の変化、そして現実のデーター（刑事法であれば、犯罪統計など）をふまえた社会の動向など、知りたい点は無数にある。これらの知的好奇心の満足はこれまで、右のシリーズでは殆んど得られないというのが実情であつた。個人的なことを言わせてもらうならば、ザール大学のキューネ助教授と私とで、日本の少年法の独訳を試みたとき、従来のフライブルクの叢書には求めることのできなかつた種類の本に仕上げようと話し合い、不満足なものではあつたが、小型の注釈書のようなものを公刊したのであつた（Hans-Heiner Kühne—Koichi Miyazawa, Das japanische Jugendgesetz, 1975）。

シムソン氏の著作は、私達の試みよりも、はるかに完全なものに近い形で、スウェーデン刑法典を世に紹介したのであるから、その意義はいくら高く評価しても、しすぎることはない。

四　序説として付された解説は、スウェーデンの刑事立法入門と題され、㈠今日のスウェーデン刑法の発展について、㈡スウェーデン刑法典の成立、原理及び制裁の二部から成る。

これらの内容は、昭和四三年に私の手で邦訳した「スウェーデン刑法典」に付されたストラール（ウプサラ大学教授）の解説と同書に付録として付したシムソン氏の小冊子「スウェーデン刑法改正の特徴」、さらには、別の機会に訳出した「スウェーデンの刑罰観と犯罪者処遇」（法律時報四六巻六月号、昭和四九年、二一〇頁以下）で述べられていることを、さらに詳しく紹介したものである。

しかし、この沿革は、以前の公刊物には見られない詳細な刑法史の叙述を含み、殊に、中世初期の部族法から説き起し（四頁以下）、現代に至る刑事法立法史の流れを説明しているのは、見事というほかない。しかも、それぞれの時代に現われた画期的な立法に対するヨーロッパ各国の思想や法制度の影響について怠りなく心を配る叙述は、まさに周到な準備の所産といつてよいであろう。若干の例をあげれば、一六世紀のグスタフ・バサによる立法（スウェーデンでは、モーゼの戒律とよばれている）に対するメランクトンの影響（八頁以下）、一八世紀の刑法思想に及ぼしたモンテスキュー、ボルテール、ベッカリーアの影響（一四頁以下）、そして、グロティウス、プーフェンドルフ、トマジウスの影響を強く受けて、重要な著作を公刊したルント大学のダウィッド・ネールマンの業績（一五頁以下）、一八世紀

末と一九世紀におけるカントとヘーゲルの影響（一七頁以下）、さらには、フォイエルバハの理論がクリストファー・ヤコブ・ボストレームとデンマークのアンデルス・サンドエ・エステットに強く影響を及ぼしたこと（一九頁以下）、行刑の分野では、フォイエルバハ以上に、ジェレミー・ベンサムの理論が評価されていて、その影響が今日の矯正思想にも残っていること（二一頁以下）、一九世紀の後半には、ロンブローゾ、フェリー、殊に、リストの学説が刑事政策に多大の刺戟を与えたことなど（二九頁以下）、簡潔な表現のうちに、多大の含蓄を披瀝している。これらは、シムソン氏がかつて発表した多くの著作、例えば、フランツ・v・リストとスウェーデンの刑事政策（一九四九年、カール・シュリュイター祝賀論文集）、Schicksal im Schatten. Die drei Söhne Napoleons. Ulrike von Levetzow, 2. Aufl., 1970; Einer gegen Alle, 3. Aufl., 1972 などに見られる学識に裏づけられている。

沿革史の最後は、テュレーン、ヘーガーシュトレーム、シュリュイターらのスウェーデンの学者の活躍ぶりについてふれられている（三三頁以下）。

スウェーデンの受刑者数の変遷については、四一頁以下で簡単にふれられている。

㈡は、一九三〇年代以降の刑法の部分改正、一九六二年の現行刑法典の成立、その後の部分改正につき、年代順に解説して居り、重要なテーマごとに、かなり詳しい解説を付している（例えば、堕胎罪の立法については四八頁以下、軽微な財産犯罪に対する特別な制裁方法につき五三頁以下、社会内処遇については五六頁以下、殊に、社会復帰に関する保護観察の問題につき六〇頁以下、少年刑法・児童福祉委員会につき六五頁以下、少年刑務所につき六八頁以下、常習犯人の特別な処遇につき六八頁以下、そのうち、特にアルコール中毒者の処遇について七二頁以下、麻薬犯罪者の処遇について七八頁以下、精神障害者の処遇について七九頁以下）。その叙述の中で、若干のデータも引用されている。

五　以上で、本書の概括的な紹介を終える。本書は、全部で二三二頁であり、かなり大部な本である。シムソン氏には、一九五三年に公刊した「スウェーデンの民事・刑事訴訟法典」という著作がある（本書の紹介・中村英郎・訴訟および司法制度の研究、民事訴訟論集第二巻、昭和五一年二五一頁以下）。刑訴の分野についても、その後、若干の部分改正があるが、これに関しても簡単な解説が加えられている（本書八六頁以下）。

比較法研究は、刑事法の分野では、今後、ますます進んでゆくであろうし、進展しなければならない。というわけは、刑事政策の国際的潮流はせきとめることが出来ないほどの勢いで発展し、現代という怪物のもたらす犯罪現象の防止、新らしいタイプの犯罪に対する効果的な対応策の樹立、犯人の社会復帰という目的をはたすべく、国際的な情報の交換、討論を必要とするからである。幸いにして、わが国は、犯罪、殊に凶悪犯罪の増加という現代の病いに犯されていない。施設内に収容されている成人、少年の数は、驚ろく程に少ない。この刑事政策的成果は、諸外国の刑事政策家のひとしく注目

するところである。

しかしながら、他方、刑法典をはじめとする刑事法の規定は、今では、著しく時代遅れになつている。このときに当つて、比較的新らしい法典で、多くの先端的な改革を試みているスウェーデン刑法典、しかも、社会の動きに即応した部分改正を怠りたく続けている同国の立法状況について、つぶさに検討することのできる本書が公刊された意義は極めて大きいといわねばならない。

刑事法の比較に際して、わが国の法典も例外なく欧米語に訳されて、その批判の対象となる。日本語という言語の障壁に守られ、人に見せるのをはばかるような古い内容の改正案を造ることなど、そろそろ止めた方がよい。それに対する警告という意味からも、本書を多くの人々に推賞する次第である。

宮沢浩一

H・D・ダンカン著
中野秀一郎・柏岡富英訳
『シンボルと社会』

※

戦後社会科学は規範性を脱することで「科学」志向を強化した。それは民主主義の、それも西欧民主主義の教義を歴史普遍的に確定したからにほかならない。しかし、この「普遍性」が確定されなかつたらどうなるのか。さらには、人間の思惟が教条化された民主主義に閉じこめられずに、むしろそうした民主主義のよりさらなる展開を志向して躍動したら、その思惟やそれに発する行動動機は、それだけで反民主主義の烙印を押されることになるのだろうか。

われわれが離脱しようとしている状況は、まさしく知的に人間を、社会を、そして世界を、すなわち「歴史」を理解することに連なつている。それは仮説設定——分析——説明といつた論理プロセスに科学を押し詰めることから、科学を人間に連接して、そこから新しい科学の在り方と方法を求める方向への模索にちがいない。その意味からすると、分析哲学や操作主義に対する重大な批判を媒介とする新しい思考が重大になる。社会学や経済学がその学問的（科学的）先進性と自己完結性を自己批判し、ラディカル・ソシオロジイやラディカル・エコノミックスとしてみずからを学問的流動性の中に投じていつたことには、したがつて、こうした知的転換をみずからに課した、誠実な知性が重大に定礎されているといえる。

こうした試行が確定的な目標なり志向を発見したなどとは、もちろん、いえるはずがない。いいかえれば、現代科学はT・クーンのいう「科学革命」のその前夜にさしかかつているだけに、科学者はいわば各自が何らかの形で自己の領域を点検し、その領域を拡大しながら、他者の領域と意識的に交叉させることで、自己の認識の世界を拡大しなければならなくなつている。

といつても、それは社会科学者すべてにたいして大理論（グランド・セオリイ）の構築へと志向する要請を意味するものではない。私がいいたいのは、自身の認識対象を社会から人為的にもぎとつてしまい、そこに埋没す